

リ地交第 2098 号の1

令和 8 年 1 月 22 日

一般社団法人 奈良県建設業協会 殿

奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課

(公 印 省 略)

空港周辺における航空法に定める建造物等の高さ制限について

平素は、本県航空行政にご理解並びにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、奈良県ヘリポートの周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物が無い状態にしておく必要があり、航空法第49条に基づき建築物やその他工作物の高さが制限されています。

対象区域内で建築物やその他の工作物等の新築・改築・増築を計画される方に向けて、航空法で定められた制限表面について説明する資料を送付いたしますので、既にご承知のことと存じますが、改めて貴台会員各位へご周知賜りますようお願いいたします。

なお、ご不明な事項については、下記担当窓口までお問い合わせください。

今後とも、航空の安全確保を図っていくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

○参考資料

「奈良県ヘリポート周辺における高さ制限のお知らせとお願い」

○制限表面照会担当

奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課リニア・交通まちづくり推進係

TEL:0742-27-8102 FAX:0742-27-3511

以上

奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課

リニア・交通まちづくり推進係 北川、藤井

TEL:0742-27-8102 FAX:0742-27-3511